

令和6年度 第2回静岡市手話言語条例策定等研究会

日 時	令和6年8月16日（金） 午後2時から
場 所	城東保健福祉エリア 複合棟 3階第1・2研修室
出席者 （委員）	大村圭男委員、大川香織委員、加藤伸一郎委員、 小泉秀力委員、堀越英宏委員、渡邊英勝委員、 二神麗子委員（Zoom参加）
（事務局）	寺田障害福祉企画課長、 大石障害福祉企画課地域生活支援係長、 亀川障害福祉企画課主査、 若林障害福祉企画課主任主事
傍聴者	一般傍聴者 1人
意見交換	（1）条例案の構成について （2）条文案の内容について
研究会内容	

次第1 開会

次第2 意見交換

（1）条例案の構成について 資料1 資料2 資料3

● 事務局から＜条文案の構成＞について説明

【堀越委員】

静岡市施策推進協議会もあるが、手話について定期的な報告、検討するといった場はどのようなものを考えているのか。また、7条に学校教育について特出ししているが、教育は大事だと感じている。

【事務局】

前段の質問については後程ご意見を頂く場を設けている。
学校教育に関する部分については、前橋市は第9条で手話を学ぶ機会の確保、第10条で学校における普及等、条建てをしてより特別に取り出して定めている。このような条文の作りにした場合と、現状の本市草案にしたとき、何か施策を実施するにおいて違いが出てくるかは分かりかねている。条例を作る目的が、手話に対する理解と普及によって共生の社会をつくるということを目的にしているため、広い視野で全体を通じて手話を広めることを目的にするとそこまでの特出しは不要かと考えている。

【二神委員】

誰に対して手話を広めたいかということを明確にするために分けている。多くの自治体で

は、広く一般に広めるところに注力しているが、前橋市については、広く一般のこどもたちへの周知、例えらう者あるいは手話通訳者が公立学校へ行き手話の啓発を行う等の健常のこどもたちへの普及と併せて、難聴のこどもに対して、手話を知ってもらうということを目的に条建て（10条）をしている。

静岡市は、人工内耳が進んでいるため、一般の学校にいる難聴のこどもが一定数いるはずである。そのため、聞こえないこどもに手話を届けるといことは検討していったほしいと個人的には思っている。難聴の方たちの中で、小さいときからコミュニケーション手段として手話を知っておきたかったと仰る方も少なからずいる。聞こえないこどもたち等をターゲットに手話を知る機会を提供してあげてほしいと思う。

【小泉委員】

二神先生が仰るとおり、前橋市は学校においての条文が特出しされているように感じる。静岡市の草案7条（4）の中にも「学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策」という文章が書かれているが、前橋市の条文と意味合いは異なるのか。

【事務局】

際立たせるかどうかの違いだと理解している。広く一般に聞こえないこどもも市民の1人として含まれている。聞こえないこどもについて、どのように手話に触れたり学ぶ機会をつくるかということ、新たに条建てするかどうかの違いだと思う。

【小泉委員】

分かりました。もし、細かく書くとするならば、また条文を変えるということになるのか。条例制定後、施策方針等で細かく定めていくことは可能か。

【事務局】

できると思う。聞こえないこどもについて、手話に触れたり、学ぶ機会をつくるかどうかというところについては、今は条文案に「広く一般に」という形として記載をしているが、対象者が異なれば、実施手法も変わってくる。そのため、施策の方針で細かく定めて際立たせていくことができるだろう。また、逐条解説で特に必要な事項について書いておく等の方法もあると思われる。

【堀越委員】

学校における手話の普及についてだが、児童生徒は小中高までである。幼児教育の部分についても、児童発達支援センター等においても難聴のこどもがいるため、手話の獲得について必要性を感じている。「学校教育等」とすることも大切ではないか。

【事務局】

ご意見承知した。7条の内容については後程ご意見を頂戴する。ひとまず、条項建てについてはこの形式でいくことに問題ないということで良いか。

（2）条文案の内容について 資料4 資料5

● 事務局から＜条文案の内容＞について説明

【渡邊委員】

草案1から草案2への変更については、よく理解できたし、分かりやすくなったと感じる。障害者基本法等に沿って考えていると感じられるため、基本的な考え方については2草案で良いと考える。ただ、障害者基本法に沿っていくならば「相互に人格と個性を尊重し合うこと」は草案1条の目的部分にも記載するのではないのか。現在は草案3条基本理念に組み込まれている。

【事務局】

渡邊委員が仰るとおりではあるが、今後政策法務の担当部署と協議をしていく中で、組み込む言葉については厳しく問われるところ。検討する中で、障害者基本法等の根拠があると望ましい。

例えば、草案1の1条目的において、「もってらう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現」という言葉は、共生社会が実現した1つの形として、ひとりひとりが生き生きと暮している状態を目指しているといった状態を説明する言葉としては分かりやすいが、条例の言葉としてはどのような根拠で定義付けするのか、説明しづらいところもあり、検討しなければならない。

渡邊委員からの指摘については、1条に記載されている「基本理念」の主軸として、「相互

に人格と個性を尊重し合うこと」の文言を入れることも考えたが、すでに3条の基本理念に謳っており、結果として1条が基本理念に紐づくものであるため、2重に記載しなくても言いたいことが伝わるのではないかと整理した。狙いとしては、渡邊委員の仰るとおり、障害者基本法の理念をどのように条例に落とし込むのかを軸として検討した。

【渡邊委員】

承知した。

【小泉委員】

草案2については、草案1から更にコミュニケーションの幅を広げるような考えをしていると感じた。他市（浜松市や京都市）の条文や静岡市障がい者共生のまちづくり計画を見ると、草案2のような形で載っている。その内容が基本だと思うし、草案1の内容では政策法務課では通らないと感じた。草案2で問題ないと思われる。

【大川委員】

「ろう者をはじめとした全ての市民」のろう者の部分が抜かれて「全ての市民」だけになっているのはどういった理由があるのか。県内の条例を制定している他自治体においては、「もってろう者をはじめとした」という記載がある。

【事務局】

コミュニケーションは本来双方向のもの。手話が使えないことで、困るのは手話を使う人だけでない。手話を使わない人で手話話者と会話をしたい人にとっても大切なもの、というメッセージを込めたいと考えた。ろう者だけの問題だけではない、という思いを込めて敢えて外しているものだが、思いが薄まってしまうのであれば検討の余地がある部分である。

【加藤委員】

草案2の3条について、草案1の赤線を前提として草案2が作られているので問題がないと思うが、「相互」という部分については、誰と誰なのかという疑問が残る。ろう者とろう者以外というような、明確に分かるような記載への変更を検討していただきたいと感じる。1条の「ろう者をはじめとした」という部分が除外されたことについても、思いとしては理解するが、社会の中でろう者の母数が少ない中だからこそ不便や不安を感じていた部分が強いため、ろう者と明記していただくことは検討していただきたいと思う。

環境の構築について草案2では削除されているが、手話言語条例におけるキーワードになる部分だと思っているため、うまく入れ込んでいただきたいとも感じる。

学校教育法の規定が2条定義に記載されているが、内容が足りているのか。他自治体では学校に関する記載が少ないと思うが、静岡市では触れておきたい。

【堀越委員】

逐条解説の中での記載でも可能ではあると思うが、手話言語条例で保障すべき権利と、権利の主体は明確にしておくことは必要ではないか。

また、7条の事業者の範囲は、経済活動を行っている団体だけではないはずである。日常的に反復・継続した活動をしている団体（例：サークル活動、自治体町内会）があり、条例での事業者該当することを周知徹底する必要がある。定義の中に加えられるのであれば、そこに加えていただきたい。

先程申し上げた内容ではあるが、学校についての定義も、学校に限らず児童教育等を含めて学校等としていただきたい。

【大村委員】

草案1と草案2は概ね内容は同じだと思う。しかし、逐条解説で言語的少数者と記載がある中で、草案1はろう者と明確に記載がある。ろう者という記載が無いと、分かりやすさとしては劣るのではないか。ろうという言葉がはっきり入った方がより分かりやすいと感じる。

【小泉委員】

草案1は逐条解説でろう者の悩み等についても読み込むことができるが、草案2は現状、逐条解説がないため悩み等についてはどのようになるのか分かりかねる。ろう者のアイデンティティについては残してほしいため、ろう者という言葉は入れてほしいと感じる。

【加藤委員】

障害者基本法の第3条基本理念の第1項と第2項の部分についても反映させる必要があることは理解したが、逆に手話言語条例であれば、第1項、第2項については、障害者基本法やその他法律等で謳われているため、言語なりコミュニケーション場面に限定して、第3項に特化した形で制定してもよいのではないかと感じるところだ。

【事務局】

手話が言語であることが普及されていない中で困る人として「ろう者」が必ずいるため、「ろう者をはじめとした全ての市民」という表現について、記載しておいてもよいかなどご意見を頂く中で感じたところである。また、加藤委員のご意見である「地域において手話を使用しやすい環境の構築」を入れるのかについても、改めて検討することも一理あると思った。障害者基本法第3条第1項、第2項に委ね、手話言語条例である理由から第3項に特化して共生社会を目指すため言語やコミュニケーション場面に焦点を当てたつくりをするといったご意見についても、ご意見を伺って賛同する思いも強いため、検討していきたい。

【小泉委員】

手話を使うろう者は以前、社会の中で手話を使えない場面があった。第一言語として手話を使う手話話者が手話を使えないという場面と、第二言語として手話を使う人達が手話を使えないという場面は異なると感じている。ろう者の困っていることをはっきりと表したほうがよいと思う。そのためろう者とろう者以外という記載は欲しい。

【二神委員】

修正をしていただきたいところは2点。草案2の第3条の冒頭、「手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識し」という部分の繋がりが悪いと思う。また、同条の後半「相互に人格と個性を尊重し合うこと」の「相互に」と謳う以上、主語をだれとだれというものを明確にした方がよい。

また、「ろう者」を敢えて除いた草案2についてであるが、「ろう者」と明確に入れることで「市民に暗にろう者が入っていないように扱われてしまうという現状にある」という裏側のメッセージも伝えることができている。寺田課長の仰るコミュニケーションが双方向性であるため、ろう者だけ特出ししないことは次のフェーズに進んだ先、将来的な考え方になるのではないかな。

分断するような書き方ではなくても良いと思うが、「もってろう者をはじめとした全ての市民」という草案1が折衷案として良いのではないかなと思う。

● 「イ 施策の進行管理につき、障害者基本法等に基づく行政計画との関係においてどのように位置づけるか」について事務局より説明

【小泉委員】

A案とB案の違いは静岡市障がい者共生のまちづくり計画の中で入れ込むか、入れ込まないかという違いだと理解した。静岡市障がい者共生のまちづくり計画に手話言語条例を入れ込むには抵抗がある。手話の部分を特別に打ち出せない。環境づくりの部分は静岡市障がい者共生のまちづくり計画、手話の部分は手話言語条例の部分で検討をしてほしいと感じる。

【事務局】

方針を定めると、施策を書き連ねた冊子を作ることになるが、条例制定により実施が決定し静岡市障がい者共生のまちづくり計画に掲載した事業なのかは、静岡市障がい者共生のまちづくり計画においてはクリアにならない。そういう意味では、あいまいになってしまう。ただし、静岡市障がい者共生のまちづくり計画に組み込むにあたっても検討のための資料は作成する。なお、意見交換をする場は確保したい。そこでの資料については、静岡市障がい者共生のまちづくり計画における手話に限定したものを作っていくことを考えている。

【小泉委員】

それでは、足りないと感じる。条例を含めた静岡市障がい者共生のまちづくり計画をつくるということになるのか。

【事務局】

何をもって方針と呼ぶかというところもあるが、A案でもB案でも定期的に意見交換の場をつくることは草案7条3項で謳う予定。このような場で、静岡市においてどのような目的でどのような事業が展開されているのかは別途資料を作成してお示しはする。ただし、別途個別方針を作成するのではなく、静岡市障がい者共生のまちづくり計画の中に手話について必要なことが書かれていればよしとするという案がBである。

【加藤委員】

進捗管理を個別方針でやるということと、静岡市障がい者共生のまちづくり計画でやるという違いが分からない。イメージとしては、手話についての記載が薄まるのではないかなという

イメージは受ける。静岡市障がい者共生のまちづくり計画で行うというものには、どのような意図があるのか、メリットは何か、イメージし切れない部分がある。A案とB案のそれぞれの場合の理解しやすい比較の表が次回またあれば、理解や検討が深まると思う。

【堀越委員】

他の障がい分野においても波及させるという思いがあるのだろうと感じた。他障がいの共通の生きる上での生活の不便さをカバーしていく考え方について、他の障害福祉の推進についてもつながるのではないか。施策推進協議会は障害者総合支援法で設置が義務付けられている協議会であるため、会議のランクとしては上である。ここに入れ込むことができる、かつ他の障がい分野について波及していくことは良いことではないか。

【二神委員】

静岡市障がい者共生のまちづくり計画の中で検討する方が圧倒的に良いと考える。条例後に具体的な施策を検討していくには、行政が主導となって行っていくため、実際の施策に落とし込みやすいルートは静岡市障がい者共生のまちづくり計画であろう。静岡市障がい者共生のまちづくり計画であれば、他課も集まり協議を進める。手話は障害福祉企画課だけのものではないため、他部署と一緒に施策を考えられる。条例という強い武器を手にしている状態で静岡市障がい者共生のまちづくり計画に入れ込める。

とある市では部会を別で作ってほしいという意見があったものの、行政の意向で施策推進協議会に入れ込んだ形で整理した市があった。意見を聞く場としては、施策推進協議会の部会の中で意見を聞いている。その市が属する県では検討会を別に作っているが、結果論としては、静岡市障がい者共生のまちづくり計画は定期的に必ず見直しがあるため、計画に確実に意見を入れ込めているのは、市の方である。

また、しぼりのない言語条例だけの検討会は後手になりがちであり、県では検討委員会が年に1回あるかというところ。実効性のあるのは静岡市障がい者共生のまちづくり計画に入れ込んでしまうものであると思う。

【大村委員】

条例の根幹の部分が薄まることを懸念している。手話についてのみ話し合った方が良いのではないか。

【事務局】

年数が経過し、担当者が変更していった時にどちらの方がより実効性が残るのかという思いからこのような形を提案した。

【渡邊委員】

二神委員と同じ意見である。静岡市障がい者共生のまちづくり計画上に位置付けた方が良いと感じる。手話の話は施策推進協議会でも条例制定に向けたプロセスを報告している。委員の皆様からの意見は懇話会等で吸い上げる形がよいのではと感じる。ただ、既に計画はできていると思うが、どのタイミングで組み込んでいくつもりなのか。

【事務局】

条例ができあがったタイミングで直近の施策推進協議会で報告し、静岡市障がい者共生のまちづくり計画への正式な組み込みまでは+αの進捗管理部分になると考えている。正式には令和9年度が見直しのタイミングになる。そのタイミングで盛り込んでいくことになる。

【大村委員】

関連事業に関して、予算の取り方はどう変わるのか。静岡市障がい者共生のまちづくり計画の方が予算取りをしやすいのか。

【事務局】

明らかに静岡市障がい者共生のまちづくり計画の方が取りやすいと思われる。個別方針は方向性を示すだけのものであり、進捗管理まで記載しなくても方針となり得る。静岡市障がい者共生のまちづくり計画の方が進捗管理は行われるし、前に進んでいるかというチェックもしやすい。

【小泉委員】

現在静岡市障がい者共生のまちづくり計画に搭載されている事業は予算がすべて付いている。搭載事業は予算が付くと考えてよいか。

【事務局】

担当課の頑張り次第ではあるが、庁内的に必要性を訴える武器になるものではある。具体的な条例に基づいた施策について、基本的には資料4のスライド4を中心に、施策の内

容、効果、将来的にどのようなようになっていくかをイメージしながら、条例の漏れがないかを確認し検討したい。